

第 77 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事内容に関するご意見等について

○議題 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（出生時両立支援コース助成金制度及び育休中等業務代替支援コース助成金制度について）

- 今般の助成金の見直しは、男性の育児休業の取得促進など仕事と育児を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援することを目的とするものであり、必要な措置と考える。
そのうえで、助成金の財源である雇用保険の財政は引き続き厳しい状況にある。PDCA をしっかりと回しながら助成金の利用状況等を確認し、効果的な運用に取り組んでいただきたい。
- 時々状況に応じて柔軟に施策を展開することは非常に重要なことと考えるが、一方で中小企業者にとっては見直しの頻度が高く改正内容の把握が追いつかないという声も聞かれる。
これまでもさまざまな場面で指摘等なされ対応いただいていることは承知しているが、改正内容の周知に際しては、一層の取組みを要望させていただきたい。
- 利用促進のため、制度の周知等をしっかり行っていただきたい。
- 利用要件を緩和しても件数が伸びない場合は、申請手続きが複雑等の理由で利用がなされていない可能性がある。次年度以降の利用件数について引き続き確認のうえ、必要に応じて見直し等を検討いただきたい。
- 助成金の改正内容や制度内容について、特に新たに制度の対象となる常時雇用する労働者数 300 人以下の事業主に対し、確実な周知に取り組んでいただきたい。あわせて、中小企業の事業主が申請手続きに迷うことがないよう、引き続き相談対応などの支援をお願いしたい。
- その上で、日本能率協会総合研究所の「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（令和 4 年度厚生労働省委託事業）では希望する仕事と育児の両立のあり方として、男性労働者は残業をしない働き方を希望する割合が高い。また、育休中の業務分担がうまくなされていなかったため、育休から復帰したばかりの男性が残業に追われたという事例もある。誰もが安心して育児休業を取得できるよう、長時間労働を前提とした働き方の見直しが大前提であることはもとより、管理職による業務の適正なマネジメントも重要であることを含めた一体的な周知をお願いしたい。